

大垣市指定管理者制度 導入・運用指針

平成17年3月施行
平成17年6月改正
平成21年8月改正
平成25年7月改正
平成26年7月改正
平成29年4月改正
平成30年6月改正
平成30年8月改正
令和 元年8月改正
令和 4年3月改正

大 垣 市

目 次

第1	指定管理者制度創設の趣旨	2
第2	指定管理者制度の概要	2
第3	対象となる公の施設	3
第4	指定管理者制度導入への対応及び運用の経過 . . .	3
第5	指定管理者制度運用の流れ	5
第6	指定管理者の監督	10
第7	根拠法令等	12

○附属資料

追加通知	20
留意事項	36
標準例 (様式)	49

第1 指定管理者制度創設の趣旨

「公の施設」は、公共の利益のために、多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置され、適正な管理の確保が求められている。

従来、「公の施設」の管理受託主体は、公的主体である公共団体又は公共的団体若しくは地方公共団体が出資する一定の法人（50%以上出資等の条件）に限定されていた。（「管理委託制度」）

平成15年6月（施行は9月）の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理受託主体を法律上制限せず、地方公共団体が指定する指定管理者に管理運営を委任する「指定管理者制度」が創設された。

この「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的な管理運営を行うため、スポーツジム等の体育施設、集会スペースや福祉施設等の「公の施設」の管理運営に、民間事業者の有するノウハウを活用し、利用者の利便性や利用率の向上を図るとともに、管理運営経費の縮減を図ることを目的としている。

第2 指定管理者制度の概要

管理受託者	○法律上、特段の制限はなく、株式会社等の民間企業のほか、NPO法人等の法人その他団体（以下「団体」という。）が可能。 ただし、個人を除く。
法的性格	○指定（行政処分）に基づき、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に「委任」。
根拠法令	○地方自治法第244条の2第3項
管理権限	○管理権限は、指定管理者。 ○地方公共団体が条例で規定した管理・業務の範囲において管理を代行。 ⇒指定管理者による使用許可は可能。 ※ただし、法令上、地方公共団体の長に専属的に付与された権限は除く。 ・使用料の強制徴収 ・目的外使用許可等
指定手続き	○施設の設置条例で「指定の手続」「業務の範囲」「管理の基準」を明記。 ○指定の議決が必要（「施設名」・「指定管理者名」・「指定期間」）。 ○詳細は「協定」を締結。

第3 対象となる公の施設

「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。

具体的な要件として、

- 1 住民の利用に供するためのもの
庁舎、試験研究機関、給食センター並びにクリーンセンター等は住民利用に供しないので対象外。
- 2 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
競輪場等地方公共団体の収益事業のための施設は対象外。
- 3 地方公共団体が設けるもの
市が設置する施設。ただし、必ずしも所有権を取得する必要はなく、賃借権や使用貸借権等により、住民の利用が可能となる権原を取得した施設も含む。

また、地方公共団体が公の施設を設置する場合は、個別の法律において、設置の要件や手続きが定められている施設を除き、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置と管理に関する事項について、条例を制定する必要がある。

(例：都市公園等)

第4 指定管理者制度導入への対応及び運用の経過

- 平成16年 7月 指定管理者制度の導入に関する庁内説明会を開催
- 平成16年10月～12月 庁内研究会で指定管理者制度導入に係る指針案を検討
- 平成17年 2月 指定管理者制度導入に係る指針案を策定
- 平成17年 3月 市議会3月定例会「総務委員会」に指針案を報告し決定
- 平成17年 9月 指定管理予定候補者選定委員会を設置
(外部委員2人 内部委員5人)
- 平成18年 4月 指定管理者による管理開始(76施設)
(大垣地域69施設、上石津地域5施設、墨俣地域2施設)
- 平成20年11月 「指定管理者の監督」として、事業評価の方法について制定
- 平成21年 8月 指定管理予定候補者選定委員会において指定管理業務の総括評価を実施(以降、毎年実施)
- 平成22年 6月 指定管理予定候補者選定委員会を、指定管理予定候補者選定・評価委員会に改組
(選定時:外部委員4人 内部委員1人 評価時:外部委員4人)

- 平成25年 7月 指定管理者の選定基準や評価基準に「目標指標」を導入
(平成25年度に指定管理者を再選定した施設から、目標指標の達成度を評価する。)
- 平成30年 8月 指定管理料の申請価格に市が算定した基準額(想定額)を活用する仕組みを導入
- 令和4年 3月 自主事業の定義を明確化

指定管理施設数の推移(各年度4月1日時点)

年 度	施設数	新規の制度導入	制度廃止
平成18年度	76	-	-
平成19年度	78	・青年の家 ・川並地区センター	
平成20年度	79	・情報工房	
平成22年度	80	・上石津青少年グラウンド ・上石津庭球場 ・上石津総合体育館 ・上石津ふれあいグラウンド	・やすらぎデイサービスセンター (H21.11.1 廃止) ・くすのき苑 (H22.4.1 廃止) ・ひまわり小規模授産所 (H22.4.1 廃止)
平成23年度	80	・中川地区センター (H23.3.1 導入) ・青墓地区センター ・職業訓練センター	・竹島会館 (H23.4.1 廃止) ・禾森会館 (H23.4.1 廃止) ・鶴見会館 (H23.4.1 廃止)
平成24年度	79		・奥の細道むすびの地記念館 (総合福祉会館内) H24.4.1 廃止
平成25年度	78		・時山簡易宿泊施設 (H25.4.1 廃止)
平成26年度	77	・多目的交流イベントハウス	・まちづくり市民活動支援センター (H26.4.1 廃止) ・さつき寮 (H26.4.1 廃止)
平成28年度	76		・中川ふれあいデイサービスセンター (H28.1.1 廃止)
平成29年度	75		・子育て交流プラザ (H28.10.1 廃止)
令和元年度	67		・かわなみ作業所分場 (H31.1.1 廃止) ・大垣城 (H31.4.1 直営化) ・歴史民俗資料館 (H31.4.1 直営化) ・郷土館 (H31.4.1 直営化) ・輪中館 (H31.4.1 直営化) ・輪中生活館 (H31.4.1 直営化) ・金生山化石館 (H31.4.1 直営化) ・赤坂港会館 (H31.4.1 直営化)
令和2年度	67	・公設地方卸売市場	・北部体育館 (R2.4.1 廃止)
令和3年度	66		・上石津青少年グラウンド (R3.4.1 廃止)

第5 指定管理者制度運用の流れ

1 指定管理者による管理開始までの主な手続き

手続き	標準的な時期
導入の検討	
↓	
条例の制定又は改正	6月議会
↓	
予定候補者の募集	10月
↓	
予定候補者の選定	11月
↓	
債務負担行為の設定・指定管理者の指定	12月議会
↓	
協定の締結	3月
↓	
指定管理者による管理	4月

2 指定管理者制度の継続及び導入検討

(1) 指定管理者制度導入済み施設

指定管理者制度を導入している施設については、原則として、指定管理者による管理運営を継続することとする。

(2) 直営施設

直営施設については、施設の管理運営方針の変更等があった場合、適宜、指定管理者制度導入を検討することとする。

(3) 新規開設施設

新規に開設する施設については、開設にあわせて指定管理者制度の導入を検討することとする。

3 条例の制定又は改正

制度の導入に当たっては、地方自治法第244条の2第3項及び同条第4項の規定に基づき、指定の手続き、管理の基準及び業務の具体的範囲等について、条例で規定することが必要である。

なお、規定する具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、施設の個別条例ごとに規定する。なお、規定すべき事項は、概ね次のとおり。

- (1) 指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出等）
- (2) 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- (3) 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）
- (4) その他必要な事項

4 予定候補者の募集

(1) 募集の方法

指定管理者は、原則として、公募により募集する。ただし、次の場合には、過去の管理実績等を踏まえるなど、特定の団体を指定管理予定候補者とすることができるものとする。

なお、指定管理者の募集に当たっては、原則として、市内に主たる事務所、営業所等を有する法人その他団体であることを要する。ただし、関係法令との関係や施設の性質により、市内に指定管理者として指定する者がいない場合はこの限りではない。

ア 入所及び指導・訓練施設

福祉施設等、利用者に対する安定的なサービスの提供等について、特に配慮を要する入所及び指導・訓練施設並びにこれら施設と一体的な管理運営が必要な施設

イ コミュニティ関係施設等

地域活動の拠点となる施設や地域団体による管理が効果的なコミュニティ関係施設等

ウ 施設の設置目的等が公益法人等の設立目的と密接不可分である施設

市及び市民の総意によって設立され、地域社会の発展等に寄与することを目的とする公益法人等が、管理運営を通じてその使命を効果的かつ効率的に果たすことができる施設

(2) 募集の単位

募集の単位は、原則として、設置条例又は施設を単位とする。ただし、複合施設（隣接等、実質的に一体と判断される場合を含む）や利用者サービスの観点から一体的に管理運営すべきであると判断される類似施設の場合は、複数の条例又は施設を一括して募集することができることとする。

(3) 募集の周知及び期間

指定管理者の募集は、広報おおがき、市ホームページ、市政情報コーナー等を活用することにより広く応募者を募集することとする。

募集の期間は、原則1か月以上確保することとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(4) 募集の内容（募集要項の作成）

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で募集に際し周知すべき項目について、募集要項を整備する。

5 指定期間

指定管理者を指定する期間は、次のとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、次に掲げる範囲内とする。

(1) 基本期間 5年

(2) 安定的なサービスの提供が特に重視される入所及び指導・訓練施設並びにこれら施設と一体的な管理運営が必要な施設 10年

6 予定候補者の選定及び決定

(1) 選定組織

指定管理予定候補者の選定は、「大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

なお、選定に必要な資料等の準備については、当該公の施設を所管する部局が主体となって行う。委員会では、提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適切と認める団体を予定候補者として選定することとする。

(2) 選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮の上、条例等に規定し、詳細については、委員会設置要綱に規定する。

(3) 選定結果の通知

委員会の選定結果を受け、市又は教育委員会が指定管理予定候補者を決定し、結果については、全申請者に郵送で通知する。

7 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、議会の議決を得て行う。

議案には、「公の施設の名称」、「指定管理者の名称」及び「指定期間」を記載する。

8 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額（想定額）の設定

指定管理料の適正化のために基準額（想定額）を設定し、上限額として募集要項に記載する。ただし、特定の団体を指定管理予定候補者とする場合は、募集要項に記載せず、申請価格が基準額以内になるまで修正の依頼をする。

(2) 債務負担行為の設定

指定管理料を支出する施設については、債務負担行為を設定する。なお、債務負担行為の設定は、指定議案とあわせ議案を提出することとする。

(3) 予算措置

指定管理料については、各年度の事業計画の修正等を確認し、債務負担行為に基づき、単年度ごとに金額を確定させることとする。なお、その支出科目は委託料とする。

9 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するため、契約の締結は不要である。

ただし、管理業務実施に当たっての詳細事項については、設置者と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する必要がある。

なお、指定管理者の業務は、議決により定められた指定期間の開始の日から開始されるので、議決日から指定管理者としての業務の開始日の間に当該公の施設の管理等を行わせる場合は、別途契約を締結することが必要である。

10 その他

(1) 使用許可（使用許可権限のある場合）

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

(2) 利用料金制度

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、会計事務の効率化のため、利用料金制度（承認料金制度を含む）の積極的な導入を図るものとする。

【利用料金制度】

公の施設の利用については、本来、使用料の徴収が認められており、使用料は地方自治体の収入となるが、地方公共団体が適当と認めた場合には、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この制度を「利用料金制度」という。

（地方自治法第244条の2第8項）

利用料金制度は、施設の目的や種類等に応じて利用料金制度を適切に導入することによって、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や使用料徴収等の会計事務の効率化が期待できる。

【承認料金制度】

また、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされる。この制度を「承認料金制度」という。（地方自治法第244条第9項）指定管理者が利用料金を定める場合、条例に定める利用料金の範囲や算定方法等の基本的枠組みにしたがい、予め当該地方公共団体の承認を得ることが必要である。

承認料金制度は、施設経営の基本的な要素である料金設定についてある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障を来すことのないよう、公的なチェック機能を定めた制度である。

※ 利用料金について承認を行った時は、施設の設置条例に基づき、告示することとする。なお、指定管理者を指定した時は、利用料金の変更の有無にかかわらず、改めて承認を行い、告示することとする。

(3) 目標指標の設定

設置条例で定める目的等に基づき目標指標（①～②）及び最低基準値を設定し、募集要項に明記する。申請者は、事業計画書に目標値を設定する。これは、選定時には最低基準を満たしているかどうか、評価時には、申請目標値の難易度に応じて評価基準を設定し評価に活用する。

例) 貸館が主な施設：利用人数、稼働率、利用登録数

ホール：（施設規模に応じて）〇〇〇人超の催し開催数

人材育成を目指す施設：講座受講者数、研修修了者数

措置施設等：利用者満足度、指導件数

その他：自主講座・事業開催数、地域還元事業開催数、（規模により）

障がい者雇用率

(4) 自主事業

指定管理者は、仕様書に記載されている業務のほか施設利用者等のサービス向上を図るため、施設を活用し、自己の経費と創意工夫により自主事業を行うことができる。

【自主事業】

次の①～③を全て満たす事業を自主事業という。

- ① 指定管理施設の目的に合致し、指定管理業務を妨げない事業。
- ② 指定管理者が、指定管理委託料で実施する指定管理業務（施設維持管理業務、施設運営業務、指定管理事業など）とは異なり、指定管理者自らが企画、立案し、市に対し事前に提案、承諾を受け、自己の責任と費用で行う事業。
- ③ 指定管理者は、自主事業実施のための施設利用申請を必ず行うとともに、参加費などの収入や事業での支出などの収支を明確にし、収益は指定管理者に帰属する事業。

参考【指定管理事業】

次の①～③を全て満たす事業を指定管理事業という。

- ①市との協定書（仕様書）において、市が指示した事業。
- ②指定管理者が、指定管理委託料の範囲内で実施する事業。
- ③収益は、市に帰属する事業。

第6 指定管理者の監督

指定管理者制度は、行政処分である「使用許可」を含め、公の施設の管理に関する権限を市が指定した民間事業者等に委任して行わせることを可能にした制度であり、設置者である市は、直接管理権限を行使せず、指定管理者の管理権限の行使について、必要な指示を行い、指示に従わない時は、指定の取消し等を行う等の方法により、設置者としての責任を果たす必要がある。

このため、指定管理者の業務評価の基礎となる各種報告書の標準例を示すとともに、評価の実施方法を定め、公の施設として適切な管理を維持するものである。

1 各報告書の提出及び確認・評価等

事業報告書の作成及び提出は、地方自治法の規定事項であり、管理業務の把握や評価には不可欠であるため、適切な報告を指導する必要がある。

(1) 毎月

毎月の活動状況について、指定管理者から実績報告書（月報）を提出させるとともに、連絡調整会議の開催等により、管理運営状況の確認を行う。

(2) 四半期

四半期終了後、指定管理者から活動状況に関する四半期総括書を提出させるとともに、四半期総括チェック表等により管理運営チェックを行う。

(3) 年度末

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書及び自己評価票を提出させるとともに、業務評価票により業務評価を行う。

2 利用者意向の確実な把握

指定管理者による安定的かつ継続的な管理運営を確実にしつつ、市は施設設置者として、管理運営状況の把握について十分留意する必要がある。

このため、指定管理者による利用者ニーズの的確な把握とニーズへの対応が十分ではないと判断される場合は、施設の状況を勘案し、アンケートや聞き取り、運営委員会の設置等の方法により、直接利用者の意向を確認し、指定管理者の評価及び管理運営に反映することとする。

また、利用者への安定的なサービスの提供が特に重視される入所施設や指導・訓練を行う福祉施設については、福祉サービス第三者評価の定期的な受審を求めることとする。

3 指定管理者の指導

評価結果により、必要な場合は、改善指示を行うとともに、指定管理者に対して改善計画書の提出を求めることとする。

4 総合評価の実施

各施設所管課が行った指定管理者の業務評価や指定管理者に対する指導状況を確認し、総合評価を行い、結果を公表する。

(1) 評価組織

指定管理者の総合評価は、委員会において行う。

(2) 評価基準

評価基準は、委員会設置要綱で規定する。

5 事業計画の確認

指定期間のうち、2年目以降の事業計画については、新たな取組みや修正箇所の確認等を行い、毎年度、予算編成までに指定管理者と所管課が協議し確定させることとする。

第7 根拠法令等

① 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

② 大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本市が執行する公の施設の指定管理者制度に係る予定候補者（以下「候補者」という。）の公平な選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し、必要な事項を審査するため、大垣市指定管理予定候補者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項の審査に関すること。
- (2) 指定管理者が行う施設の管理運営状況についての評価（以下「総合評価」という。）に関すること。
- (3) 指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理についての審査に関すること。
- (4) その他、指定管理者制度の運用に関して、委員長が必要と認める事項の調査・審議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市の内部委員と外部委員をもって組織する。ただし、内部委員については、前条第1号に規定する事務を処理する場合に限り、委員とする。

2 委員会の内部委員は、当該公の施設を所管する部局の長（以下「所管部局長」という。）をもって充て、外部委員は学識経験を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 外部委員の任期は5年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、外部委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長に事故あるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の専門家若しくは学識経験者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

6 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(除斥)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公の施設に関する審議に加わることができない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは2親等内の親族が、公の施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）の代表者又は役員を構成する立場にある場合
- (2) 委員が、業務連携等により、直接応募団体に関与している場合
- (3) 委員又は委員の所属する団体が、応募団体と請負等の関係にある場合
- (4) 前号のほか、委員が応募団体から経済的な利益を受けている場合
- (5) その他前各号に準ずると認められる場合

(選定基準等)

第7条 条例等に規定する選定基準又は評価基準の具体的な内容は、別表第1のとおりとする。

(候補者の選定方法等)

第8条 候補者の選定の方法は、応募団体から提出された事業計画書その他評価の対象となる書類の内容について、原則として応募団体からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、前条の選定基準に沿った適正な審査を行う。

- 2 総合評価の方法は、指定管理者が行う施設の管理運営状況について、当該公の施設を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）が評価し、所管部局長が確認した評価結果及び運営状況について委員によるヒアリングを実施し、前条の評価基準に沿った適正な審査を行う。

(委員の責務)

第9条 委員は、公平、公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、大垣市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。
- 3 委員は、候補者の選定等のため、個別に応募団体と接触をしてはならない。

(報告及び決定)

第10条 委員会は、候補者の選定及び総合評価を行ったときは、速やかに当該結果について市長又は教育委員会が管理する施設については教育委員会（以下「市長等」という。）に報告するものとする。

- 2 市長等は、前項に規定する候補者の選定については、その結果を総合的に判断し、適当と認めるときは、候補者を決定する。

(公表等)

第11条 市長等は、候補者を決定したとき及び総合評価の報告があったときは、速やかに別表第2に定める事項について公表するものとする。

- 2 所管課長は、候補者の決定があったときは、速やかに選定結果等を応募団体全員に通知する。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条の規定にかかわらず、最初に招集される会議及び委員長の任期満了後、次の委員長が定められるまでの会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第3条第2項の規定に基づき委員であった者は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日に解嘱されるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第7条の規定（評価基準に関する部分に限る。）は、平成25年度以後に指定する指定管理者について適用し、平成24年度以前に指定した指定管理者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に新たに委嘱する委員について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に新たに委嘱する委員について適用する。

別表第1（第7条関係）

分類1	分類2	分類3	選定内容	配点	評価内容	配点
平等な利用の確保	公の施設としての対応	施設の性格や設置目的・役割の理解	公の施設としての役割、当該施設の設置目的の理解は十分か。 施設機能の活用や効用の発揮の工夫はどうか。	10	公の施設としての役割や設置目的の理解、施設機能の活用状況はどうか。	10
		平等な利用確保	平等な取扱いに対する理解や施設利用が特定の市民や団体に偏らない仕組みはどうか。	10	平等な利用の確保や減免規定の運用状況はどうか。	
		関係機関や地域との連携の取組	公の施設を管理運営する者としての役割や立場を理解し、関係機関や地域、ボランティア及び関係団体等との連携に対する取組は十分か。	10	関係機関や地域、ボランティア等との連携状況はどうか。	
事業内容	サービス向上への取組	利用者ニーズの把握及び対応	利用者ニーズを確認する機会は適切か。 利用者ニーズを確認し、改善を行う仕組みはどうか。	10	利用者ニーズの把握とニーズへの対応状況はどうか。	10
		サービス（事業）向上に向けた具体的な取組	現状のサービス（事業）に加え、新たな取組はどうか。 サービス（事業）の改善に向けた取組はどうか。		新たな事業への取組や既存事業の改善状況はどうか。	
		利用者増加に向けた具体的な取組	PR広報のほか、利用者の増加又は利用率の向上に向けた具体的な取組や改善はどうか。（※施設の性格によっては除外することも可）		利用者増加や利用率向上への取組状況はどうか。	
		広報の実施	利用者の増加に向けた施設PRの取組はどうか。 施設の状況等に関する広報（情報提供）の取組はどうか。		PR広報のほか、施設の状況などに対する積極的な広報（情報提供）の取組状況はどうか。	

分類1	分類2	分類3	選定内容	配点	評価内容	配点
適切な管理運営への取組	施設の維持管理業務の内容や対応	清掃や保守点検等の施設管理業務は仕様を満たしているか。 施設の不具合や要修繕箇所の確認など初期対応への対応は適切か。 夜間の管理体制は適切か。	10	施設管理業務は仕様を満たしていたか。また、その実施水準はどうか。	10	
	計画事業(サービス)量の妥当性	施設管理業務のほか、施設運営に係るサービスや事業の量は、仕様書と比較して適切か。		施設管理業務のほか、施設運営に係る事業は、事業計画を満たしていたか。また、その実施水準はどうか。		
	市の目指す方向との整合性	事業計画の内容は、市の方針と整合が取れているか。		—		
健全化・効率化への取組	指定管理料の妥当性	事業量の増減と乖離し、正当な理由なく指定管理料が増減していないか。 前期や市の想定金額と比較して指定管理料は妥当か。	10	—	10	
	収入増加や経費削減への取組	収入増加や経費削減の取組は適切か。		収入の増加や効率化の取組状況はどうか。		
	収支計画の妥当性	過去の実績等を踏まえ、収支計画は現実的で、健全な施設運営の維持は可能か。		収支面における適正な管理運営の状況はどうか。		
業務実施能力	業務遂行体制の確保	人員配置や組織の妥当性	事業計画を実施できる人員配置や組織体制は適切か。 法人の場合等は、臨時や非常勤職員の割合が著しく高くないか。 自治会など小規模団体の場合は、業務引継ぎや連携等が確実にできるか。	10	人員配置や体制は事業計画の水準を満たしていたか。また、その状況はどうか。	10

分類1	分類2	分類3	選定内容	配点	評価内容	配点
		職員の資質確保への取組	職員の指導育成や研修は適切か。		職員の資質確保や資質向上に向けた取組状況はどうか。	
		業務改善への取組	セルフモニタリングなど、自己評価や自己点検等の取組は適切か。		セルフモニタリングなど、自己評価や自己点検等の実施状況はどうか。	
危機管理等の体制確保		利用者の安全対策や事故対応への取組	利用者の安全確保についての取組は適切か。 事故に備えた保険加入等は適切か。 防災訓練の実施計画などは適切か。	10	利用者事故等に備えた保険の加入や防災訓練の実施状況はどうか。	10
		災害時や個人情報保護等への取組	個人情報保護に向けたマニュアルの整備や研修計画は適切か。 災害時等の危機管理に備えたマニュアル整備や体制は適切か。		事故や災害発生時など、危機管理の対応状況はどうか。	
業務遂行能力の確保		類似施設等を含めた管理運営実績	当該施設を含め、指定管理者としての実績の有無、その評価はどうか。	10	—	—
		団体等の安定性・健全性	指定期間を見通し、業務を完遂できる組織の継続性・安定性はどうか。		—	
公益的活動の実績		団体等の公益的な活動の実績	本市における関係機関や団体等との連携、公益的な活動の実績はどうか。	10	—	—

分類1	分類2	分類3	選定内容	配点	評価内容	配点
達成目標（及び達成度）	目標指標①	—		—	目標指標①の達成度はどうか。	40
	目標指標②				目標指標②の達成度はどうか。	
		合計		100	合計	100

別表第2（第11条関係）

候補者を選定した場合	総合評価をした場合
(1) 候補者の選定を行った公の施設の名称	(1) 総合評価を行った公の施設の名称及び指定管理者の名称
(2) 委員会の開催日時、場所	(2) 委員会の開催日時、場所
(3) 候補者の名称及び選定結果等	(3) 総合評価結果
(4) 選定基準	(4) 評価基準
(5) その他必要と認められる事項	(5) その他必要と認められる事項

